

①都道府県	②市町村名	就学援助制度問い合わせ先（広報用）					7. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護児童生徒） (1) 平成30年7月時点の貴市区町村の実施状況について（各あてはまるもの1つに○）																(2) (1) の補足 (小学校、中学校で内容が異なる場合は分けて記載)				
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	<小学校>① 実施・検討状況について					<小学校>② ①でアと回答…入学前支給を導入した時期 ①でイと回答…導入開始を検討（予定）している時期					<中学校>③ 実施・検討状況について					<中学校>④ ①でアと回答…入学前支給を導入した時期 ①でイと回答…導入開始を検討（予定）している時期					
							ア、入学前支給を行っている。	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしていない。	エ、その他（内容を7.(2)に記載してください。)	ア、平成28年度（平成29年度新入学分）以前	イ、平成29年度（平成30年度新入学分）	ウ、平成30年度（平成31年度新入学分）	エ、平成31年度（平成32年度新入学分）以降	オ、未定	ア、入学前支給を行っている。	イ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ、入学前支給を行っていないが、現在検討はしていない。	エ、その他（内容を7.(2)に記載してください。)	ア、平成28年度（平成29年度新入学分）以前	イ、平成29年度（平成30年度新入学分）	ウ、平成30年度（平成31年度新入学分）		エ、平成31年度（平成32年度新入学分）以降	オ、未定		
19	19	19	19	19	15	0	11	8	0	0	0	11	4	4	0	14	5	0	0	1	13	3	2	0	1		
滋賀県	大津市	大津市教育委員会学校教育課	077-528-2967	otsu2402@city.otsu.lg.jp	http://www.city.otsu.lg.jp/kosodate/school/gakushu/1483592587787.html																						
滋賀県	彦根市	彦根市教育委員会事務局 教育部学校教育課	0749-24-7973	gakkyou@mx.hikone.ed.jp	http://www.city.hikone.shiga.jp/000003788.html																						
滋賀県	長浜市	教育委員会事務局すこやか教育推進課	07-4965-8606	sukoyaka@city.nagahama.lg.jp	http://www.city.nagahama.lg.jp/000004095.html																						
滋賀県	近江八幡市	近江八幡市教育委員会事務局学校教育課	0748-36-5531	040400@city.omihachiman.lg.jp	http://www.city.omihachiman.shiga.jp/																						
滋賀県	草津市	学校教育課	077-561-2421	gakkyo@city.kusatsu.lg.jp	http://www.city.kusatsu.shiga.jp/																						
滋賀県	守山市	守山市教育委員会事務局学校教育課	077-582-1141	gakkokyoiku@city.moriyama.lg.jp																							
滋賀県	栗東市	栗東市教育委員会事務局 学校教育課	077-551-0130	gakkokyoiku@city.ritto.lg.jp	http://www.city.ritto.lg.jp																						
滋賀県	甲賀市	教育委員会事務局学校教育課	0748-69-2243	koka30101200@city.koka.lg.jp	http://www.city.koka.lg.jp/4752.htm																						
滋賀県	野洲市	野洲市教育委員会学校教育課	077-587-6017	kyoiku@city.yasu.lg.jp	http://www.city.yasu.lg.jp/																						
滋賀県	湖南市	湖南市教育委員会事務局学校教育課 学事係	0748-77-7011	gakuji@city.shiga-konan.lg.jp	http://www.city.konan.shiga.jp/																						
滋賀県	高島市	教育委員会事務局教育指導部学校教育課	0740-32-4473	kyoiku@city.takashima.lg.jp	http://www.city.takashima.lg.jp																						
滋賀県	東近江市	東近江市教育委員会事務局教育総務課	0748-24-5670	kyoiku@city.higashiomi.lg.jp	http://www.city.higashiomi.shiga.jp/000005673.html																						
滋賀県	米原市	教育委員会事務局 教育総務課	0749-55-8107	kyoikusomu@city.maibara.lg.jp	http://www.city.maibara.lg.jp																						
滋賀県	日野町	日野町教育委員会 学校教育課	0748-52-6564	kik-gako@town.shiga-hino.lg.jp	http://www.town.shiga-hino.lg.jp/																						
滋賀県	竜王町	竜王町教育委員会教育総務課	0748-58-3710	kyoikusomu@town.ryuoh.shiga.jp																							
滋賀県	愛荘町	愛荘町教育委員会事務局教育振興課	0749-37-8056	shomu@town.aisho.lg.jp	http://www.town.aisho.shiga.jp/																						
滋賀県	豊郷町	豊郷町教育委員会事務局学校教育課	0749-35-8131	kyo-i@town.toyosato.shiga.jp																							
滋賀県	甲良町	甲良町教育委員会	0749-38-5070	kyoui@town.koura.lg.jp																							
滋賀県	多賀町	多賀町教育委員会事務局 学校教育課	0749-48-8123	g-ed@town.taga.lg.jp	http://www.town.taga.lg.jp/																					平成30年度新入学分については平成30年4月初旬に支給し、平成31年度新入学分については平成30年度中に支給予定。	

①都道府県	②市町村名	③①でアを選択した場合 小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるものを全てに○）							④カの内容	⑤（１）①③でアを選択した場合 支給した（する）時期（複数該当する場合は最も早い時期に○）											⑥（１）①③でウを選択した場合 入学前支給実施に向けての課題（複数可）					⑦（６）オの内容	⑧（１）①③でアを選択した場合、入学 前支給後の転居等、入学時に支給対象外と なった際の対応（1つ選択）			⑨（８）ウの内容	⑩（１）①③でアを選択した場合、二重支給や支給遅れ 防止のための望ましい対応		
		ア、自治体 の広報誌や HPに掲載	イ、就学時 健康診断の 際に案内を 配布	ウ、域内の 幼稚園や保 育所で案内 を配布	エ、域内の 小中学校で 案内を配布 （兄弟姉妹 等からの案 内があるた め）	オ、民生委 員やスクー ルワーカー 等からの案 内の配布	カ、その他	ア、 9月以 前		イ、 9月	ウ、 10月	エ、 11月	オ、 12月	カ、 1月	キ、 2月	ク、 3月	ケ、 4月初 旬 （入学 式前） ※追加	ア、予算確 保が困難	イ、規則改 正などの内 部手続きに 時間がかか る。	ウ、認定回 数が増える などの事務 業務量が増 加する。	エ、支給後 の転居など により、二 重支給や支 給遅れが発 生する恐れ がある。	オ、その他	ア、受給者に対 し、支給額の返 還を求める。	イ、返還は求め ず、転居先の市 町村に対して、 （9）に記入してくだ さい。）	ウ、その他（内 容を7、（9） に記入してくだ さい。）								
19	19	9	6	3	2	0	3	3	0	0	0	0	0	0	1	1	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	3	4	4	14		
滋賀県	大津市	○		○				3																					○	初年度である今年度は、4月時点で、入学していることを確認でき、支給対象外となった者がなかった。転出先で二重給付が確認された場合は、返還を求める。	全市町村町で前倒し支給のみの制度で行うことが望ましい。		
滋賀県	彦根市																													○	入学時に市内に住所があることを約束した上で支給する。		
滋賀県	長浜市																																
滋賀県	近江八幡市	○	○																													就学援助システムで支給情報を管理。また、異動情報や入学予定校の変更等は関係機関と連携して管理。	
滋賀県	草津市	○	○																													入学前支給に関して保護者に十分な説明を行ったうえで、正確な転出入の把握が必要だと考える。	
滋賀県	守山市	○	○																													受給者のうち、4月1日以降に転出したものについてのみ返還を求める。	
滋賀県	栗東市	○	○	○																												転出予定がある者には極力支給せずに済むよう周知を徹底し、転出した場合には返還を求める。	
滋賀県	甲賀市																															支給できる対象者について案内等に明記する。	
滋賀県	野洲市	○																														返還は求めず、転居先の市町村からの照会があれば支給済みである旨を伝える。	
滋賀県	湖南市																															特になし	
滋賀県	高島市	○		○																												特になし	
滋賀県	東近江市	○	○		○																											返還は求めず、転居先の市町村から照会があった場合は支給済みである旨を回答する。	
滋賀県	米原市	○			○																											システム改修による二重支給防止。	
滋賀県	日野町																															他市町村との連携、関連部局との連携	
滋賀県	竜王町																															・入学前支給を受けた者の入学後の住所確認および転居先の市町村への連絡。 ・入学前支給制度の周知徹底。	
滋賀県	愛宕町																																
滋賀県	豊郷町																																
滋賀県	甲良町		○																														特になし
滋賀県	多賀町																																・本町は2月初旬に行われる入学説明会で案内を行うため、ほぼ確実に入学される児童生徒が対象となっている。 ・また、入学前支給については希望者のみで、その際「希望届及び誓約書」を取っており、支給認定されなかった場合は返還することとしている。